

23. 20

明細書、特許請求の範囲又は図面に関する 手続の補正について（特・実）

明細書、特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）及び図面が特許法施行規則第24条、第24条の4、第25条、第25条の7第2項（実施規2条、4条の2、5条）で定めている様式（方式事項）に違反する場合には、同法第17条第1項ただし書（実2条の2第1項ただし書）の規定により願書に添付した明細書、特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）又は図面について補正をすることができないとされる場合においても、特許庁長官又は審判長は、特許法第17条第3項（実2条の2第4項）又は第133条第2項^{*1}の規定に基づき相当の期間を指定して手続の補正を命ずることができる。

（説明）

願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面については、特許法第17条第1項ただし書の規定により、同法第17条の2及び第17条の5の規定により補正をすることができる場合を除き、手続の補正をすることができないとされている。この同法第17条第1項ただし書の規定は、明細書、特許請求の範囲及び図面の実体補正を制限したものであり、明細書、特許請求の範囲及び図面が特許法施行規則第24条、第24条の4、第25条、第25条の7第2項で定める様式（方式事項）に違反したものについて、特許庁長官は特許法第17条第3項（実2条の2第4項）の規定に基づき、また、審判長は同法第133条第2項^{*1}の規定に基づき、それぞれ手続の補正を命ずることができる。

（改訂平成27・4）

^{*1} 特133条2項：特71条3項（実26条において準用）、特120条の8第1項（特174条1項において準用）、特174条2項、174条3項（実45条1項において準用）、特174条4項、実41条において準用